

7月16日(土) 8時集合・開始

徳瀬草刈り



今年も小規模集落応援隊として、高齢化率 100%の徳瀬地区（大年社から弘法の井戸までの間）の草刈り作業を、(株)小森建設さんとの協働で行います。

この活動には総計 20 名ほどの方が参加してくれます。
とにかく長距離を草刈りします、たくさんの人員を要します。
口火を切る佐田まち協の会員さんの参加を募ります。8時にいざ大年社下へ！



京石駐車場清掃

梅雨に入り、一雨ごとにすくすくと育つ雑草。その逞しさを見習いたいですが、あまり自由気ままに暴れられても困りますので、ここでガツンと除草したいと思います。



河野恵子女性部長を中心に主に女性部の方々が活動してくれます。
ただ、のり面の草刈りなど、男性にさせていただきたいこともあります。
男性陣（草刈り隊）」の任務分担は大年社にて行いますので8時にいざ大年社下へ！

古紙・アルミ缶回収



今年度最初の古紙・アルミ缶の回収を行います。
この活動で得た貴重な収益は、協議会の活動に有意義に活用させていただいています。

第139号



スマホでカラー版を
見ることが出来ます



持ち込みの際は、運びやすい程度にひも等で梱包してください(缶はビニール袋に入れて)



車をお持ちでない方は15日に事務局へ電話ください。(☎44-0312)

五月九日、六月一二、一六日の三日間で女性部による佐田交差点の花壇の片付け及び花の苗の植付け作業が行われました。
ペンタス、ベゴニア、マリーゴールド、ジニアそれとコキア。
色とりどりの花が咲き誇り我々の目を和ませてくれる時が楽しみです。
佐田地区の玄関を常に美しくして、訪れる方々や地区民の皆様を楽しませてくれるために暑い中作業に当たってくださいました女性部皆様お疲れさまでした。
また、女性部の方々のお手伝いにトラクターで耕うんの江口和雄氏、ビーバーで草刈りの河野敏和氏ありがとうございました。
そしてもう一つ紹介したいのが、今回植付けたコキアの苗。
数にして四五〇本、隈田由美子さんが播種から育苗、ポットへの移植等の管理をして立派に育てられたものです。

佐田交差点にきれいな花を（女性部）



今回の植付けに活用してほしいといただきました。隈田さん、ありがとうございました。

第一回役員会

六月十五日、令和四年度最初の役員会を開催しました。

当面の活動計画とふるさと応援寄付金（ふるさと納税）を活用した事業の進捗状況について主に協議しました。

当面の活動については表面の七月一六日の件、今年こそは供養盆踊りを開催したい、敬老会も：とコロナ禍で中止を余儀なくされた行事の復活。

実施日までに日があるので、状況を見極めながら開催に向け、前向きに進めていこうということになりました。



新体制で開催された役員会
協力隊の佐藤朱璃さんも初参加

ふるさと納税を活用した事業については、鉾津の展示施設を佐田神社の反射炉跡に設置する取り組みをしてきましたが、お盆過ぎから着工できる運びとなり、手続等の最終段階まで進んでいます。

佐田交差点への防犯カメラの設置については、年度が変わってすぐに宇佐警察署に補助申請を提出し、現在は大分県警の審査結果待ち中です。

ちなみに且尾、中村、佐田の三差路の看板の上に設置されているのは大分県警が設置したもので、まち協が独自で設置するのは今回が初めてです。

三月に佐田小児童現五、六年生と青山登山と看板を設置した際に、展望台が草木で機能しておらず、また頂上に設置された説明看板が風雨により壊れていたことから、整備することを挙げ、若者の力を借りて実施しようとなりました。
協力をお願いします。

新たに定められた手当規程

先般の総会において、規約を一部改正し、新たに手当規程（第16条）を定めました。

（手当規程）

第15条 ふるさと応援寄付金活用事業の一環として、地域の方々のやる気と活力向上と協議会の円滑な運営を図るため、役員及び協議会活動参加者等に対し、別規程を定め手当を支給することとする。

別規程

佐田地区まちづくり協議会役員等の手当規程

規約第4章 会計 第15条により、手当等規程を定める。

（役員手当）

第1条 役員手当は次のとおりとする。（年額）

会長	20,000円
副会長	10,000円

佐田地区のためにと活動に参加してくださる方々の充実感に加えて、少しでも実益に繋がることで更に参加意欲が上がり、それが活性化への一助になれば10年先も「元気な佐田地区」に。

（活動手当）

第2条

- 協議会活動の参加者に対しての活動手当は1回、1名につき500円とする。草刈機等の機械器具を必要とする活動については1回、1名につき1,000円とする。ただし、上記金額は上限額であり、実際の支給額については該当年度のふるさと応援寄付金活用事業の予算に応じて定めるものとする。
- 手当の支払いについては、実際の参加状況に応じ、4月から9月を上半期、10月から3月を下半期とし、年間2回に分けて支給できるものとする。